

「家庭教育支援チーム」登録制度の運用指針

令和2年3月2日
家庭教育支援室長決定
令和2年3月27日最新改正

1 趣旨

「家庭教育支援チーム」登録制度について（要綱）（以下「要綱」という。）11（2）に基づき、本制度の円滑な運用に必要な細則を定める。

2 登録の流れ【要綱3, 4, 5（1）, 6（1）, 7関係】

登録申請は随時受け付けることとする。文部科学省において、登録申請書及び添付資料を受理した後、登録要件（要綱2）をすべて満たしているか確認し、受理日の翌月10日までに確認作業が完了した申請については、当該翌月の中旬を目処に都道府県（指定都市）及び市区町村の担当者を経由して、申請した家庭教育支援チーム（以下「申請チーム」という。）に確認の結果を通知することとする。

また、確認の結果、登録要件（要綱2）をすべて満たしていると判断できる申請チーム（以下「登録チーム」という。）については、文部科学省において、家庭教育支援チームの登録を行うとともに、登録チームに対して別に定める家庭教育支援チームのロゴマークを提供するとともに、登録チームの概要をホームページに公表することとする。

3 申請の確認【要綱3, 4, 5（3）（4）関係】

市区町村（及び文部科学省）の担当者は、申請チームから提出された登録申請書及び添付資料に基づき、登録要件（要綱2）をすべて満たしているか確認を行うこととし、確認に当たっては、必要に応じて、申請チームに追加資料の提出や取組の視察等を求めることができることとする。

また、登録チームは、登録期間中、登録要件（要綱2）をすべて満たすことが必要であり、文部科学省（及び市区町村）の担当者は、その確認ため、登録後においても、必要に応じて、登録チームに対し、活動報告等の提出を求めることができる。但し、求めに際しては、登録チームの負担に留意することとする。

4 登録申請書の提出【要綱3関係】

申請チームからの登録申請書の提出は、Word形式の様式に必要事項を入力したファイルを電子メールに添付の上、市区町村及び都道府県（指定都市）の担当者を経由して、文部科学省のメールアドレス（katei@mext.go.jp）宛てに送信することとし、文部科学省においては、当該電子メールを受理後、都道府県（指定都市）の担当者に対して、その旨を返信することとする。また、登録申請書以外の添付資料についても、可能な限り、電子メールに添付して送信することとし、やむを得ない場合に限り、郵送での提出も可とする。

なお、上記電子メール送信上の事故（未達等）について、文部科学省は一切の責任を負わないものとする。

5 変更及び更新【要綱5（2），9関係】

変更申請は随時受け付けることとし、文部科学省における変更申請書の受理後は、要綱3に基づく登録申請書等の受理後と同様の手続きを行うこととする。なお、登録チームにおいて、登録期間中、申請書の記載事項の変更を行う場合、登録期間は、直近の新規もしくは更新の登録期間を引き継ぐものとする。

また、要綱5（2）に基づく登録期間が満了する登録チームが更新を行う場合には、登録期間満了日の1か月前（2月末日）までに、更新申請書を文部科学省へ提出することとする。文部科学省においては、当該更新申請書に必要事項が記入されていることを確認した後、登録期間満了日（3月31日）までに、都道府県（指定都市）及び市区町村の担当者を経由して、当該チームに対して登録期間を更新した旨を通知することとする。なお、登録期間が満了する登録チームが、期間満了までに更新を行わない場合、要綱8に基づく登録の取消し等の手続きを経ず、期間満了をもって登録チームではなくなるものとする。但し、当該チームが再度の新規の登録申請を行うことを妨げるものではない。

6 その他【要綱11（1），6，7関係】

文部科学省の家庭教育支援に関する補助事業又は委託事業を活用した家庭教育支援チーム（以下「事業チーム」という。）は、当該事業の実施期間中、希望に応じて、別に定める家庭教育支援チームのロゴマークの提供を受け、それを使用することができるとともに、当該チームの概要を文部科学省ホームページにて公表するほか、必要な広報・情報提供等を受けることとし、この場合、当該チームは登録チームとみなすこととする。

事業チームは、上記ロゴマークの提供等を希望する場合、該当事業に係る交付決定日又は委託契約締結日以降、別添様式に必要事項を入力したファイルを電子メールに添付し、市区町村及び都道府県（指定都市）の担当者を経由して、文部科学省のメールアドレス（katei@mext.go.jp）宛てに送信することとする。文部科学省においては、当該ファイルに必要事項が記入されていることを確認した後、当該チームに対して上記ロゴマークを提供するとともに、当該チームの概要をホームページに公表することとする。なお、事業チームからの上記希望の届出は、該当事業を実施する年度ごとに行うこととする。

また、事業チームは、該当事業の実施期間中、上記ファイルの記載事項に変更が生じた場合、要綱9に基づく変更と同様、必要な手続きを行うこととする。

（別添様式）

「家庭教育支援チーム」登録制度に係る希望届出について